

訪問看護ステーション みつき 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社リフテックが開設する訪問看護ステーションみつき(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション みつき
(2) 所在地 広島県呉市焼山桜ヶ丘 1 丁目 11 番 12 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに次の職員を置く。

管理者 看護師 1 人(看護師と兼務)

看護師 3 人以上(管理者を含む)

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・全身状態の観察
(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
(3) 食事および排泄等、日常生活の世話
(4) 褥瘡の予防・処置
(5) リハビリテーション
(6) ターミナルケア
(7) 在宅酸素・経管栄養の管理指導
(8) カテーテル等の管理

- (9) カウンセリング
- (10) 認知症ケア
- (11) 療養生活や介護方法の指導
- (12) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1kmあたり40円を実費として徴収する。
 - 3 死後の処置料は、20,000円(税抜)とする。
 - 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、呉市、安芸郡熊野町、東広島市(河内町・福富町・豊栄町除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護職員等は、訪問看護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
 - 4ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

- 第10条 ステーションは、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品と等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2ステーションは、事業所において感染症が発生し、又は、蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2)ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3)ステーションにおいて、看護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のための指針を整備する。
 - (3)看護職員等に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2ステーションは、サービス提供中に、当該事業所看護職員等又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第12条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画日」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、提供した訪問看護に関して、市町から文書その他の物件提出若しくは提出の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

3 ステーションは、提供した訪問看護に係る使用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 ステーションは、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

2 利用者又は家族の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 ステーションは、看護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

2 看護職員等は、業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護職員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 ステーションは、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間はサービス提供の日から5年間とする。

6 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの提供が困難な場合は、サービスの遅延、休止となる場合がある。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リフテックとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年9月1日から施行する

この規定は、平成28年1月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容の変更))

この規定は、令和2年1月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容の変更))

この規定は、令和3年1月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容の変更))

この規定は、令和4年1月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容の変更))

この規定は、令和5年1月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容の変更))

この規定は、令和5年10月1日から施行する。((職員の職種、員数及び職務の内容、衛生管理・虐待防止に関する事項・業務継続計画の策定・その他運営に関する留意事項4、6を追加))